

# 兵庫県公報

平成26年3月7日 金曜日 第2574号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
○ 救急病院の認定（同）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 同上（同）	4
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	4
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	5
公 告	
○ 特定非営利活動促進法第44条第1項に基づく認定（県民生活課）	5

## 告 示

### 兵庫県告示第178号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成26年3月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 神崎病院  
所在地 尼崎市浜3丁目1番10号  
撤回年月日 平成25年11月1日



### 兵庫県告示第179号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成26年3月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 一般財団法人甲南会 六甲アイランド甲南病院  
所在地 神戸市東灘区向洋町中2丁目11番地  
認定年月日 平成25年12月1日  
認定の有効期限 平成28年11月30日
- 2 名 称 医療法人社団正峰会 神戸ゆうこう病院  
所在地 神戸市兵庫区水木通10丁目1番12号  
認定年月日 平成25年9月1日  
認定の有効期限 平成28年8月31日
- 3 名 称 神戸市立医療センター西市民病院  
所在地 神戸市長田区一番町2丁目4番地  
認定年月日 平成25年12月13日  
認定の有効期限 平成28年12月12日
- 4 名 称 偕生病院  
所在地 神戸市西区持子3丁目2番地の2  
認定年月日 平成25年12月13日

	認定の有効期限	平成28年12月12日
5	名称	医療法人朗源会 大隈病院
	所在地	尼崎市杭瀬本町2丁目17番13号
	認定年月日	平成25年11月7日
	認定の有効期限	平成28年11月6日
6	名称	特定医療法人中央会 尼崎中央病院
	所在地	尼崎市潮江1丁目12番1号
	認定年月日	平成25年11月7日
	認定の有効期限	平成28年11月6日
7	名称	兵庫県立尼崎病院
	所在地	尼崎市東大物町1丁目1番1号
	認定年月日	平成25年11月7日
	認定の有効期限	平成28年11月6日
8	名称	安藤病院
	所在地	尼崎市東難波町5丁目19番16号
	認定年月日	平成25年12月1日
	認定の有効期限	平成28年11月30日
9	名称	医療法人明仁会 明舞中央病院
	所在地	明石市松が丘4丁目1番32号
	認定年月日	平成25年10月20日
	認定の有効期限	平成28年10月19日
10	名称	洲本伊月病院
	所在地	洲本市桑間428番地
	認定年月日	平成25年9月10日
	認定の有効期限	平成28年9月9日
11	名称	医療法人社団松本会 松本病院
	所在地	加古川市加古川町粟津232番地の1
	認定年月日	平成25年11月18日
	認定の有効期限	平成28年11月17日
12	名称	たつの市民病院
	所在地	たつの市御津町中島1666番地1
	認定年月日	平成25年12月1日
	認定の有効期限	平成28年11月30日
13	名称	医療法人伯鳳会 赤穂中央病院
	所在地	赤穂市惣門町52番地の6
	認定年月日	平成25年11月18日
	認定の有効期限	平成28年11月17日
14	名称	正愛病院
	所在地	川西市久代2丁目5番34号
	認定年月日	平成25年11月18日
	認定の有効期限	平成28年11月17日
15	名称	医療法人晋真会 ベリタス病院
	所在地	川西市新田1丁目2番23号
	認定年月日	平成25年11月18日
	認定の有効期限	平成28年11月17日
16	名称	医療法人協和会 協立病院
	所在地	川西市中央町16番5号
	認定年月日	平成25年11月18日
	認定の有効期限	平成28年11月17日
17	名称	北播磨総合医療センター

- 所在地 小野市市場町926番地の250
- 認定年月日 平成26年1月31日
- 認定の有効期限 平成29年1月30日
- 18 名称 医療法人社団 河上整形外科
- 所在地 淡路市志筑新島6番の27
- 認定年月日 平成25年12月26日
- 認定の有効期限 平成28年12月25日
- 19 名称 公立神崎総合病院
- 所在地 神崎郡神河町栗賀町385番地
- 認定年月日 平成24年4月1日
- 認定の有効期限 平成27年3月31日



**兵庫県告示第180号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成26年3月7日

兵庫県知事 井戸敏三

**神戸市木見土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	頼光 和雄	神戸市西区押部谷町木見365番地
同	中垣 正弘	同 市同区押部谷町木見194番地
同	中垣 千秋	同 市同区押部谷町木見95番地
同	中谷 勝已	同 市同区押部谷町木見368番地
同	成清 博	同 市同区押部谷町木見100番地
監事	藤本 保明	同 市同区押部谷町木見171番地
同	向井 賢治	同 市同区押部谷町木見186番地の2

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	頼光 和雄	神戸市西区押部谷町木見365番地
同	中垣 正弘	同 市同区押部谷町木見194番地
同	中垣 千秋	同 市同区押部谷町木見95番地
同	中谷 勝已	同 市同区押部谷町木見368番地
同	中垣 一夫	同 市同区押部谷町木見151番地
監事	藤本 保明	同 市同区押部谷町木見171番地
同	向井 賢治	同 市同区押部谷町木見186番地の2



**兵庫県告示第181号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、伊丹市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年3月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成25年3月18日から同月31日まで
- 3 作業地域  
伊丹市の一部

兵庫県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年3月7日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月7日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月7日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 飾 磨 港 線	姫路市飾磨区中島字大森新田松2946番14から	旧	9.0から 14.0まで	431.0	
	同 市飾磨区中島字大森新田竹2969番12まで	新	10.0から 24.0まで	431.0	

兵庫県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成26年3月7日から供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月7日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月7日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 上 内 膳 塩 尾 線	淡路市塩尾字出口559番1から	旧	4.0から 20.0まで	76.0	
	同 市塩尾字網代572番2まで	新	4.0から 21.0まで	81.0	

兵庫県告示第184号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月7日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
湯之内 (313000001)	赤穂市大津（別図1のとおり）	地滑り
寺西 (313000002)	赤穂市福浦（別図2のとおり）	地滑り

(別図 1 及び別図 2 は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第185号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第 2 項の規定により、次のとおり処分した旨中播磨県民局長から報告があった。

平成26年 3 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 被処分者
  - 商号又は名称 飛鳥土地株式会社
  - 代表者氏名 小 野 善 国
  - 事務所所在地 姫路市辻井 5－9－9
  - 免 許 番 号 兵庫県知事(9)第450315号
  - 免 許 年 月 日 平成23年11月30日
- 2 処分の内容
  - 平成26年 3 月 7 日から同月13日までの 7 日間の業務停止
- 3 業務停止の範囲
  - 宅地建物取引業に関する一切の業務

**公 告**

**特定非営利活動促進法第44条第 1 項に基づく認定**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第44条第 1 項に基づく認定を行ったので、次のとおり公示する。

平成26年 3 月 7 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称 特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク
  - (2) 代表者の氏名 後 藤 武
  - (3) 主たる事務所の所在地 西宮市武庫川町 1 番 1 号
  - (4) 定款に記載された目的
    - この法人は、さい帯血の採取、分離・調製、検査、保存、提供の決定、搬送、情報の管理・提供及び普及啓発等に関する事業を行うことにより、全国の白血病等の患者を対象とするさい帯血移植の推進に寄与するとともに、難治性疾患等の新しい治療法の実現をめざして行われる、幹細胞を用いた再生医療に関する研究の進展に寄与することを目的とする。
- 2 当該認定の有効期間 平成26年 2 月 20 日から平成31年 2 月 19 日まで